広島県建設産業ビジョン2021

目指す姿

「将来にわたって，社会資本の適切な整備・維持管理，災害時に迅速な対応が行えるよう，その重要な担い手である建設事業者について，技術力・競争力向上が図られつつ，安定的かつ持続的に確保・育成されている状態」

取組の概要

目指す姿の実現に向け，次の４つの分野において，「新・担い手３法」も踏まえ，本県の現状・課題に即した取組を定めた。

分野１「**確かな競争力を発揮する建設産業**」
技術力・競争力を高めるための環境整備が必要。
【成果目標】
・工事成績評定点（土木一式）の平均点
　現状値；77.9点（H28～Ｒ２平均）目標値；80点（Ｒ７）
・工事の平準化率
　平準化率…(4~6月期工事平均稼働件数)/(年度工事平均稼働件数)
　現状値；0.78（Ｒ元）目標値；0.90（Ｒ７）

分野２「**担い手確保と働き方改革**」
若者に選ばれる建設産業であることが必要。
【成果目標】
・県発注工事における配置技術者の平均年齢
　現状値；49.6歳（H28～Ｒ２平均）目標値；50歳（Ｒ３～７平均）　※（参考値）前５か年（H23～27平均）；47.6歳
・週休２日対象工事の発注件数
　現状値；10件／年（Ｒ２）
　目標値；全ての工事（Ｒ７，受注者希望型含む）

分野３「**建設産業の生産性向上**」
新たな技術を活用した生産性の向上が必要。
【成果目標】
・主要な土木構造物におけるCIM業務の活用割合
　現状値；10件／年（Ｒ２）目標値；100％（Ｒ７）
・ICT活用工事（土工）の発注件数
　現状値；9件／年（Ｒ２）目標値；土工500m3以上の全ての工事（Ｒ７，受注者希望型含む）

分野４「**災害時に力を発揮する建設産業**」
災害時の対応力の充実・強化が必要。
【成果目標】
・県，市町及び事業者団体(測量・建設コンサルタント含む)による災害協定を締結(Ｒ７)

計画期間

令和３年度～令和７年度（５年間）

取組内容

【共通方針】　地域の実情に応じたきめ細かな取組

分野１　確かな競争力を発揮する建設産業

取組方針	主な取組項目	
1　技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備	予定価格事後公表の拡大	予定価格事後公表を拡大し建設事業者の適切な見積による競争を確保
	品質確保に向けた取組	総合評価落札方式における適用基準・評価項目等の改善
	多様な入札契約方式の活用	工事の内容・規模に応じた総合評価落札方式や詳細設計付施工方式等，多様な入札契約方式の適切な選択
	優良建設工事の表彰制度の適切な運用	技術力の高い建設事業者への適切な評価
2　透明性の高い市場環境の整備	競争入札の適切な運用	随意・指名競争入札の適用拡大
	ダンピング対策の強化	低入札価格調査制度の適正な運用
	不正行為の排除の徹底	指名除外基準の運用改善
3　計画的に受注できる環境の整備	適切な工期設定と施工時期の平準化	適切な工期設定，施工時期の平準化
	公共工事の発注見通しの計画的な公表	発注見通しの計画的な公表，発注者間の連携促進

分野２　担い手確保と働き方改革

取組方針	主な取組項目		
4　労働環境の改善		週休２日制の完全実施	積算基準の見直しや発注者指定型の対象拡大
		社会保険未加入の解消	様々な段階での社会保険未加入対策の実施
		デジタル技術の積極的な活用	i-Constructionの推進による幅広い人材の確保
		建設工事従事者の安全及び健康の確保	安全及び健康に関する意識の向上
5　担い手の確保	労働者	若手の入職促進	学生向け魅力発信・就職支援
	労働者	中堅世代の定着促進	中山間地域等の技術者向けセミナーの実施
	労働者	多様な担い手確保に向けた取組の充実	女性活躍推進支援
	事業者	地域特性・課題に対応した発注体制の構築	地域維持型JVの拡大等地域の実情に応じた入札契約方式の拡充
	事業者	地域維持業務の実施体制の構築	中山間地域を中心とした地域維持業務の複数年契約の拡大等
6　担い手の育成		建設キャリアアップシステムの活用	入札契約制度等の整備による活用促進
		技能・技術力向上に向けた支援	施工能力の評価による技能労働者の育成促進
		継続教育（ＣＰＤ）の取組推進	入札参加資格審査における適切な評価

分野３　建設産業の生産性向上

取組方針	主な取組項目	
7　広島デジフラ構想に基づく建設産業構造の高度化・効率化(i-Constructionの推進)	調査・設計段階の高度化・効率化	ALB等による３次元レーザー測量，BIM/CIMの活用
	施工段階の高度化・効率化	３次元データによる施工管理・検査の省力化
	維持管理段階の高度化・効率化	ドローン等を活用した効率的な維持管理
	普及拡大に向けた市町との連携	デジタル技術の活用促進に向けた連携
8　新技術・新工法の活用	新たな施工技術等の導入	施工の効率化に向けた新技術の活用促進
	長寿命化技術活用制度の活用・促進	長寿命化技術活用制度の活用拡大

分野４　災害時に力を発揮する建設産業

取組方針	主な取組項目	
9　災害対応力の強化と仕組みづくり	災害協定を活用した迅速な応急対応	災害協定の充実
	発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保	災害復旧工事に尽力した建設事業者に対する適切な評価
	緊急時の適切な入札契約方式の活用	状況に応じた適切な入札契約方式の活用

令和3年度
新型コロナウイルス感染症対策 建設労働者雇用促進事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため，災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として，一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して，新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱に基づき助成金を支給します。

支給額	助成対象期間	支給単位
120 万円 20 万円×３カ月×２期	最長６カ月 令和４年３月実績まで	３か月毎

○申請できる建設業者

助成金支給のための要件を満たす労働者を３か月以上継続して雇用する意思があり，かつ，県税の滞納のない者であって，次のいずれかに該当する者とします。

1　令和元年度及び令和２年度（平成 31 年度及び平成 32 年度）において，県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって，主たる営業所を広島県内に有するもの
2　令和元年度及び令和２年度（平成 31 年度及び平成 32 年度）において，県が発注する測量，建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって，登記簿上の本店を県内に有するもの
3　広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去５年以内に下請負人としての実績を有する者であって，主たる営業所を広島県内に有するもの
4　広島県が発注した測量，建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去５年以内に再委託人としての実績を有する者であって，登記簿上の本店を県内に有するもの

○対象労働者

雇用の対象となる労働者は，次の全ての要件を満たすことが必要です。

1　雇入れ日の前日までの６か月間，広島県内の建設業者に雇用（広島県内において，個人事業主として開業している場合も含む。）されていないこと。
2　雇入れ日現在の満年齢が 70 歳未満であること。
3　新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。
4　健康保険法，厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者（ただし，一定の条件を満たし，適用除外である場合を除く。）であり，原則，雇用期間の定めのないこと。
5　１週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和３年２月１日から令和３年９月 30 日までの間に新たに雇用された技術者が対象です。

【お問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 入札制度グループ
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　（広島県庁北館６階）
TEL:082-513-3821　FAX:082-223-3593　Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

関係要綱等広島県ホームページ掲載箇所一覧

○　建設業許可申請・経営事項審査関係
【掲載箇所アドレス】
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/
【県ＨＰトップページからのご案内】
・県ＨＰトップページ ＞ しごと・産業・観光 ＞ 土木・建築関係 ＞ 建設産業課
・県ＨＰトップページ ＞ 組織でさがす ＞ 土木建築局 ＞ 建設産業課

○　建設リサイクル法関係
【掲載箇所アドレス】
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html
【県ＨＰトップページからのご案内】
・県ＨＰトップページ ＞ しごと・産業・観光 ＞ 土木建築関係 ＞ 技術企画課
・県ＨＰトップページ ＞ 組織でさがす ＞ 土木建築局 ＞ 技術企画課

○　広島県登録リサイクル製品
【掲載箇所アドレス】
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/syoukai.html
【県ＨＰトップページからのご案内】
・県ＨＰトップページ ＞ くらし・教育・環境・文化 ＞ 環境 ＞ 循環型社会課
＞ リサイクル

○　入札・契約制度関係要綱等
（入札・契約制度関係要綱等）
【掲載箇所アドレス】
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku.html
【県ＨＰトップページからのご案内】
・県ＨＰトップページ ＞ 入札情報 ＞ 公共工事等 ＞ 入札・契約制度
（電子納品）
【掲載箇所アドレス】
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index.html
【県ＨＰトップページからのご案内】
・県ＨＰトップページ ＞ 入札情報 ＞ 公共工事等 ＞ 電子納品

建設キャリアアップシステム関連掲載箇所一覧

○ 国土交通省ＨＰ
【掲載箇所アドレス】
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

○　（一財）建設業振興基金ＨＰ
【掲載箇所アドレス】
https://www.ccus.jp/

生まれ変わりました！

令和3年度

建設技術者等~~緊急~~雇用助成事業のご案内

平成 30 年 7 月豪雨による災害からの復旧・復興支援を目的としていた旧制度の助成内容を引き継ぎ，県民の安全安心を守るための防災減災対策推進のため，県内建設業者において工事を着実に実施していけるよう不足している建設技術者等の確保するため，今年度も助成金を支給します。

年間総支給額	助成対象期間	支給単位
60 万円 （50 万円）	最長 1 年間 令和５年３月実績まで	３か月毎

※（　）は中小企業（資本金もしくは出資の総額が 3 億円以下又は常時雇用する労働者 300 人以下の企業）以外の企業に対する支給額です。

○申請できる建設業者

以下の条件を満たすことが必要です。

1　広島県の入札参加資格において，土木一式又はとび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄの認定を受けていること。
2　主たる営業所を県内に有すること。
3　助成金支給のための要件を満たす労働者を１年以上継続して雇用する意思があること。
4　県税の滞納がないこと。

○助成対象となる技術者等

雇用の対象となる労働者は，次の全ての要件を満たすことが必要です。

1　雇入れ日の前日までの６か月間，広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
2　住所に応じて，次のいずれかに該当すること。（いずれの場合も新規卒業者を除く。）
　(1) 雇入れ日の前日までの６か月間，広島県外に継続して住所を有していた者で，かつ，申請者に雇用されることを目的に，広島県に転入をしたこと。ただし，転入することなく，雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
　(2) 雇入れ日の前日までの６か月間，広島県内に継続して住所を有していた者で，かつ，建設業以外の業種から転職又は就職し，申請者に雇用されること。
3　雇入れ日現在の満年齢が 70 歳未満であること。ただし，満年齢 60 歳以上の者については，厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。
4　次のいずれかの資格を有していること。
　(1) 土木一式工事又はとび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事の主任技術者の要件を満たす者
　(2) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者（雇入れ日から６か月以内に取得した者を含む。）
　(3) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育修了者で，かつ，雇入れ日から６か月以内に（2）の資格を取得する者
5　健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があること。
6　１週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

<u>令和３年４月１日から令和４年３月 31 日</u>までの間に新たに雇用された技術者が対象です。

○手続きの流れ（着色部が，申請者が行う手続きです。） <u>※申請は雇入れから２か月以内です※</u>

申請書提出（申請の相談） ⇨ 助成決定通知（審査） ⇨ 勤務報告書提出 ⇨ 額の確定通知（審査） ⇨ 助成金振込

詳しい手続き方法・必要書類については広島県 HP をご覧ください。

【参考】

○建設技術者等緊急雇用助成金事業（旧制度）で支給決定した件数

・・・・38 社　56 名（令和 3 年 3 月現在）

○こんな技術者等に対して助成金を支給しています。※旧制度実績

- 運送業からの転職者（30 代男性）で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了
- 他県建設業者から転職した一級土木施工管理技士（50 代男性）
- 雇用保険給付期間終了後の採用者（40 代男性）で車両系資格保有者
- 製造メーカーから転職した車両系資格保有者（20 代女性）
- 公務員から転職した一級土木施工管理技士（30 代男性）
- 医療事務を退職し，車両系資格を取得後の採用者（30 代女性）
- 飲食業アルバイトからの転職者（20 代男性）で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

など，県内他業種からの雇入れ等でも，雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより現場での即戦力として活躍しています。

また，県外居住者であっても，通勤可能である場合は県内への転居が必須ではありませんのでご相談ください。

【お問い合わせ先及び申請先】
広島県　土木建築局　建設産業課　建設業グループ
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　（広島県庁北館６階）
TEL:082-513-3822　FAX:082-223-3593　Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

建設技術者等~~緊急~~雇用助成事業　×　検索